



この冊子の内容

ご契約に際しての
重要事項

契約概要

契約概要 / 注意喚起情報

- お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。
- 主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- 現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずお読みください。

特にご注意
いただきたい事項

**注意喚起
情報**

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

- 名 称 なないろ生命保険株式会社
- 電 話 お客様サービスセンター 0120-08-7716
- ホームページ <https://www.nanairolife.co.jp/>

2 商品の特徴と仕組み

- 商品名称 なないろメディカル礎^{いしずえ}(正式名称:医療保険(無解約返戻金型)(2022))
- 特 徴 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金で備えることができます。

仕組図

主契約

医療保険(無解約返戻金型)(2022)

◇入院給付金 ◇手術給付金 ◇放射線治療給付金

特定疾病保険料払込免除特則適用 または 特定疾病保険料払込免除特則非適用

一生涯保障

保険期間:終身

ご契約

*各給付金の型について、契約時に以下よりご選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

入院給付金	手術給付金・放射線治療給付金
60日型・120日型	手術1型・手術2型・手術なし型

*次の特則・特約を適用・付加できます(募集代理店によって異なります)。

- 3大疾病入院延長特則
- 入院一時金特約
- がん診断一時金特約(2024)
- 女性医療特約
- 先進医療・患者申出療養特約
- 8大疾病入院延長特則
- 通院一時金特約(2022)
- がん差額ベッド特約
- 女性特定疾病一時金特約(入院)
- 骨折特約
- 特定疾病保険料払込免除特則
- がん治療特約(2022)
- 3大疾病一時金特約(2024)
- 女性特定疾病一時金特約(通院)
- 終身死亡特約

●お取り扱い(募集代理店によって異なります)

入院給付金日額* ¹	3,000円～10,000円(1,000円単位)
契約年齢	0歳～85歳* ² (契約日時点の被保険者の満年齢)
保険料払込期間	60・65・70・75・80・85歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払、10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)

* 1 なないろ生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

* 2 「特定疾病保険料払込免除特則」、「がん治療特約(2022)」、「がん診断一時金特約(2024)」、「がん差額ベッド特約」、「3大疾病一時金特約(2024)」は0歳～80歳までのお取り扱いとなります。

* 3 法人契約(個人事業主を含む)の場合、終身死亡特約を付加できません。



■「特定疾病保険料払込免除特則」、「がん治療特約(2022)」、「がん診断一時金特約(2024)」、「がん差額ベッド特約」、「3大疾病一時金特約(2024)」の**がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目**となります。

■がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合(保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、「特定疾病保険料払込免除特則」、「がん治療特約(2022)」、「がん診断一時金特約(2024)」、「がん差額ベッド特約」、「3大疾病一時金特約(2024)」は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

3 保障内容

医療保険(無解約返戻金型)(2022)

(1)入院給付金

●以下の支払事由に該当した場合に入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度日数
傷害や疾病で入院日数が1日以上入院をしたとき	1回の入院につき、 入院給付金日額 × 入院日数	契約時に選択した 入院給付金の型に応じて 下表のとおり
入院給付金の型	1回の入院における支払限度日数	通算の支払限度日数
60日型	60日	1,000日
120日型	120日	1,000日

保障内容に関する注意事項

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしないうる生命が判断します。
- 入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、60日以下の場合には1回の入院とみなし、61日以上の場合には新たな入院とみなします。
- 傷害による入院と疾病による入院はそれぞれ別の入院として入院給付金をお支払いします。
- 手術給付金の型が「手術なし型」の場合、入院給付金の支払限度日数が通算して1,000日に達したときは、この保険契約は消滅します。ただし、3大疾病入院延長特則または8大疾病入院延長特則が適用されている場合は除きます。

(2) 手術給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
次のいずれかの手術を受けたとき ・傷害または疾病を直接の原因とする所定の手術 ・造血幹細胞移植術 ・責任開始日の1年後の応当日以後に受けた造血幹細胞採取手術	手術1回につき、 手術の種類に応じた金額*1	無制限*2

*1 手術の種類等に応じて、次のとおりです。

【手術1型】

手術の種類			支払金額
入院中に 受けた手術	がん、心疾患および脳血管疾患の治療を目的とする手術	開頭術、開胸術または開腹術に該当する手術	入院給付金日額×60倍
		開頭術、開胸術または開腹術以外の手術	入院給付金日額×20倍
	上記以外の手術	開頭術、開胸術または開腹術に該当する手術	
		開頭術、開胸術または開腹術以外の手術	
入院中以外に受けた手術			入院給付金日額×5倍
造血幹細胞移植術			入院給付金日額×60倍
造血幹細胞採取手術			入院給付金日額×10倍

【手術2型】

手術の種類	支払金額
入院中に受けた手術	入院給付金日額×10倍
入院中以外に受けた手術	入院給付金日額×5倍
造血幹細胞移植術	入院給付金日額×10倍
造血幹細胞採取手術	

*2 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料または輸血料が1回のみの算定されるものとして定められている手術は、14日に1回（非電離放射線による療法の場合は60日に1回）の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

保障内容に関する注意事項

- 手術給付金は、「手術1型」「手術2型」「手術なし型」より、契約時にご選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 開頭術・開胸術・開腹術は約款に定める以下の手術となります。

手術名	手術の定義
開頭術	脳に対する治療を直接の目的とした、開頭（穿頭を含みます。）を伴う手術 ^(注) をいいます。 (注)生検、試験開頭術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開胸術	胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行う手術 ^(注) をいいます。胸腔鏡下に行われる手術を含みます。 (注)生検、試験開胸術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開腹術	腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行う手術 ^(注) をいいます。腹腔鏡下に行われる手術を含みます。 (注)生検、試験開腹術および血管カテーテルによる手術は除きます。

以下の手術は支払対象外です。

支払事由に該当しない手術	傷病例	手術例
創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含む）	創傷（切創、刺傷、熱傷）	切創、刺傷、熱傷などに対し、壊死・汚染組織の洗浄や切除、出血部位の血管などを縛って、離断した皮膚の縫合を行う治療
切開術（皮膚、鼓膜）	皮下腫瘍	皮膚・皮下・鼓膜の内側などに溜まった膿瘍（うみ）を体外に排出するために皮膚を切開する治療
デブリードマン	創傷による挫滅（ざめつ）・壊死	感染・壊死組織を除去し、創傷を清浄化することで他の組織への影響を防ぐ治療
骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの	関節拘縮、骨折、関節脱臼など	切開等を行わずに、骨折によるズレや脱臼を正常な状態に治したり、動きが悪くなった関節に力を加えて動かせるようにする治療（ボルトやネジ、針金等を体内に挿入して固定、牽引するものは給付対象となります）
外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術	耳・鼻の内部への異物の混入	耳や鼻から異物を鉗子等でつまんで取り出す治療
鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）	アレルギー性鼻炎など	レーザーを用いて鼻の粘膜を焼灼することで、粘膜の腫れを抑え、鼻づまりなどの症状を和らげる治療
皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術	皮膚腫瘍、皮下腫瘍	皮膚や皮下に生じた腫瘍をメス等を使って摘出する治療

支払事由に該当しない手術	傷病例	手術例
会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術	出産	出産時に必要に応じてハサミで会陰を切る治療や、分娩時の縫合、逆子状態の胎児を正常にする治療
抜歯手術	虫歯・親しらず	歯を抜く手術

- 造血幹細胞移植術は、組織の機能に障害がある者に組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、異種移植は含みません。
- 造血幹細胞採取手術は、組織の機能に障害がある者に造血幹細胞を移植することを目的として、造血幹細胞を採取*することをいいます。なお、自家移植は除きます。
* 骨髄または末梢血からの採取に限るものとし、臍帯血からの採取は除きます。
- 「造血幹細胞採取手術」に対する手術給付金は、主契約の責任開始日からその日を含めて1年後の応当日以後に受けた手術が対象となります。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術を同時期に複数受けたときは、最も支払金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

(3) 放射線治療給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に放射線治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額 × 10倍	無制限*

* 放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回の給付を限度とします。

保障内容に関する注意事項

- 契約時に「手術1型」または「手術2型」を選択した場合で、被保険者が傷害または疾病を直接の原因とする所定の放射線治療を受けたときには放射線治療給付金をお支払いします。なお、契約時に「手術なし型」を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

3 大疾病入院延長特則・8 大疾病入院延長特則

① 3 大疾病入院延長特則

3 大疾病入院延長特則を適用したご契約は、3 大疾病（がん、心・血管疾患および脳血管疾患）の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、1 回の入院および通算の支払限度日数を適用せず、無制限で入院給付金をお支払いします。

なお、3 大疾病の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払日数は、通算の支払限度日数に含めません。

3 大疾病	がん、心・血管疾患、脳血管疾患
-------	-----------------

② 8 大疾病入院延長特則

8 大疾病入院延長特則を適用したご契約は、8 大疾病（がん、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、脾疾患、肝疾患、糖尿病および高血圧性疾患）の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、1 回の入院および通算の支払限度日数を適用せず、無制限で入院給付金をお支払いします。

なお、8 大疾病の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払日数は、通算の支払限度日数に含めません。

8 大疾病	がん、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、脾疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患
-------	--

- 3 大疾病入院延長特則と 8 大疾病入院延長特則を同時に適用することはできません。

特定疾病保険料払込免除特則

- 特定疾病保険料払込免除特則を適用したご契約について、以下の保険料払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料払込免除事由	
がん (悪性新生物・ 上皮内新生物)	がんと診断確定されたとき
心疾患	心疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が 1 日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が 1 日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
疾病による 20 日を 超える継続入院かつ その入院中の傷害 または疾病による 手術	次のすべてに該当したとき ア. 疾病を直接の原因とする入院日数が継続 20 日を超える入院をしたとき イ. アの入院中に次のすべてを満たす手術を受けたとき ● 傷害または疾病を直接の原因とする所定の手術 ● 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術

- 入院日数が 1 日とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしない生命が判断します。
- 疾病には、公的医療保険制度による療養の給付の対象となる妊娠および分娩等または薬物依存は含みません。

入院一時金特約

- 以下の支払事由に該当した場合に入院一時金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	支払限度
入院一時金	被保険者が、次のいずれかを満たす入院を開始したとき ①傷害を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院 ②疾病を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院	1回の入院につき、入院一時金額	1回の入院：1回 通算：50回

保障内容に関する注意事項

- 入院一時金のお支払いは、主契約の入院給付金が支払われる1回の入院につき1回限りとし、通算して50回とします。
- 入院一時金のお支払回数が通算して50回に達したときは、この特約は消滅します。

通院一時金特約(2022)

- 以下の支払事由に該当した場合に通院一時金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	支払限度
通院一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき ①傷害による通院一時金 傷害を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日以後180日の期間内に、その入院の直接の原因となった傷害の治療を目的とする通院を開始したとき ②疾病による通院一時金 疾病を直接の原因として主契約の入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日以後180日の期間内に、その入院の直接の原因となった疾病の治療を目的とする通院を開始したとき	通院一時金額	1回の入院：1回 通算：50回

保障内容に関する注意事項

- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。
- 通院一時金のお支払回数が通算して50回に達したときは、この特約は消滅します。

がん治療特約(2022)

- 以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	被保険者が、がんの治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ①抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む） ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）	〈①または②のとき〉 がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに、がん治療給付金月額 〈③のとき〉 がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに、がん治療給付金月額×2の金額	通算：2,000万円 ただし、自由診療抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）によるがん治療給付金は通算24回限度

保障内容に関する注意事項

- がん治療給付金を通算して2,000万円お支払いしたときは、この特約は消滅します。
- 同じ月に支払事由に該当する同じ治療を複数回受けた場合（例えば、抗がん剤治療を2回受けた場合や放射線治療を2回受けた場合等）、がん治療給付金は重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する異なる複数の治療を受けた場合（例えば、抗がん剤治療と放射線治療を受けた場合等）、それぞれの治療に対してがん治療給付金をお支払いします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤（ホルモン剤を含む）の投与または処方をいいます。
- がん治療給付金の支払対象となる自由診療抗がん剤（ホルモン剤を含む）は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品または欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品をいいます。

がん診断一時金特約(2024)

- がん診断一時金の型には「がん診断A型」と「がん診断B型」の2つがあり、契約時にいずれか1つの型をご選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。

がん診断一時金の型	支払限度
がん診断A型	180日に1回
がん診断B型	1年に1回

- 以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額
がん診断一時金	被保険者が、がんと診断確定されたとき	がん診断一時金額

- がん診断一時金は、支払事由に該当する限り何度でも給付金をお受け取りいただけます。(注)
(注)がん診断A型は180日に1回、がん診断B型は1年に1回を限度とします。
- がん診断一時金の支払事由に該当する所定の状態は以下のとおりです。

支払事由	
被保険者が、がん診断一時金の型に応じた以下のがん診断一時金の支払事由に該当する所定の状態となったとき。	
がん診断一時金の型	がん診断一時金の支払事由に該当する所定の状態
がん診断A型	初回 がんと診断確定されたとき
	2回目以後 がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんと診断確定されたとき。 なお、この特約の保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。 ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的(注)とする継続入院中のとき。この場合、その「181日目」にがんと診断確定されたものとします。 イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的(注)とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。 ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的(注)とする通院をしたとき。この場合、その「181日目」以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとします。
がん診断B型	初回 がんと診断確定されたとき
	2回目以後 がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき。 なお、この特約の保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。 ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的(注)とする継続入院中のとき。この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとします。 イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的(注)とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。 ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的(注)とする通院をしたとき。この場合、その応当日以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとします。

(注)がんの再発予防のための治療(例:乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療)と判断される治療は該当しません。

保障内容に関する注意事項

- 同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

がん差額ベッド特約

給付金等	支払事由	支払金額
がん差額ベッド給付金	被保険者が、がんの治療を目的として、入院日数1日以上差額ベッド代(注1)が発生する入院をしたとき	がん差額ベッド給付金が支払われる入院1日につき、次のいずれか小さい金額 ・差額ベッド代(注1)と同額 ・入院1日当たりの限度額(注2)

(注1)がん差額ベッド給付金の支払対象となる「差額ベッド代」とは

公的医療保険制度に係る法律に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別の療養環境の提供にあたる病室(以下、「特別療養環境室」といいます。)に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

なお、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・同意書による同意を行っていない場合(当該同意書について、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含みます。)
- ・治療上の必要により「特別療養環境室」に入室した場合
- ・病棟管理の必要性等から「特別療養環境室」に入室した場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

(注2)がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの限度額は、契約時にご選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

入院1日当たりの限度額
10,000円
30,000円

保障内容に関する注意事項

- がん差額ベッド給付金のお支払いは、責任開始期以後に、がんが診断確定され、がんの治療を目的として、差額ベッド代が発生する入院をした場合に限りです。

3大疾病一時金特約(2024)

- 3大疾病一時金の型には「3大疾病A型」と「3大疾病B型」の2つがあり、契約時にいずれか1つの型をご選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

3大疾病一時金の型	疾病	支払限度
3大疾病A型	がん	180日に1回
	心疾患	
	脳血管疾患	
3大疾病B型	がん	1年に1回
	心疾患	
	脳血管疾患	

- 以下の支払事由に該当した場合に3大疾病一時金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額
3大疾病一時金	被保険者が3大疾病一時金の支払事由のいずれかに該当したとき	3大疾病一時金額

- 3大疾病一時金は、支払事由に該当する限り何度でも給付金をお受け取りいただけます。(注)
(注)3大疾病A型は180日に1回、3大疾病B型は1年に1回を限度とします。

- 3大疾病一時金の支払事由は以下のとおりです。

被保険者が、次のいずれかに該当したとき

3大疾病一時金の型	疾病	3大疾病一時金の支払事由に該当する所定の状態
3大疾病A型	がん	初回 がんと診断確定されたとき
		2回目以後 がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、 がん と診断確定されたとき。 なお、この特約の保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、 がん と診断確定されたものとしします。 ア. がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的(注)とする継続入院中のとき。この場合、その「181日目」にがんと診断確定されたものとしします。 イ. がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的(注)とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとしします。 ウ. がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的(注)とする通院をしたとき。この場合、その「181日目」以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとしします。

3大疾病一時金の型	疾病	3大疾病一時金の支払事由に該当する所定の状態
3大疾病 A型	心疾患	初回 心疾患を発病し次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
		2回目以後 次のいずれかに該当したとき ●心疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、次のいずれかに該当したとき。 ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●心疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に心疾患の治療を直接の目的とする継続入院中のとき。
	脳血管疾患	初回 脳血管疾患を発病し次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
		2回目以後 次のいずれかに該当したとき ●脳血管疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、次のいずれかに該当したとき。 ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●脳血管疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に脳血管疾患の治療を直接の目的とする継続入院中のとき。

3大疾病一時金の型	疾病	3大疾病一時金の支払事由に該当する所定の状態
3大疾病 B型	がん	初回 がんと診断確定されたとき
		2回目以後 がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき。 なお、この特約の保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとしします。 ア. がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的（注）とする継続入院中のとき。この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとしします。 イ. がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的（注）とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとしします。 ウ. がんによる3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的（注）とする通院をしたとき。この場合、その応当日以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとしします。
	心疾患	初回 心疾患を発病し次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
		2回目以後 次のいずれかに該当したとき ●心疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、次のいずれかに該当したとき。 ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●心疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に心疾患の治療を直接の目的とする継続入院中のとき。

3大疾病一時金の型	疾病	3大疾病一時金の支払事由に該当する所定の状態
3大疾病 B型	脳血管疾患	初回 脳血管疾患を発病し次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
		2回目以後 次のいずれかに該当したとき ●脳血管疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、次のいずれかに該当したとき。 ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●脳血管疾患による3大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に脳血管疾患の治療を直接の目的とする継続入院中のとき。

(注) がんの再発予防のための治療(例:乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療)と判断される治療は該当しません。

保障内容に関する注意事項

- 同時に3大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合のお支払いは以下のとおりです。

がん、心疾患または脳血管疾患の支払事由に複数該当	がん、心疾患または脳血管疾患のそれぞれについて3大疾病一時金をお支払いします。
がんの支払事由に複数該当	3大疾病一時金を重複してお支払いしません。
心疾患の支払事由に複数該当	
脳血管疾患の支払事由に複数該当	

女性医療特約

- 女性医療特約の型には「入院型」と「入院・手術型」の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

特約の型	給付金の種類
入院型	女性入院給付金
入院・手術型	女性入院給付金および女性特定手術給付金

- 女性入院給付金の型には「60日型」と「120日型」の2つがあり、主契約の入院給付金の型と同一の型を選択したものとします。

「60日型」「120日型」の1回の入院における支払限度日数と通算の支払限度日数は次のとおりです。ただし、女性医療特約で定める女性特定疾病のうち、「がん」および「妊娠、分娩及び産じょく」に分類される女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院日に対する女性入院給付金の支払いについては、1回の入院における支払限度日数の支払限度日数、通算の支払限度日数を適用しません。（女性特定疾病の詳細は、「ご契約のしおりー約款」にてご確認ください。）

女性入院給付金の型	1回の入院における支払限度日数	通算の支払限度日数
60日型	60日	1,000日(注)
120日型	120日	1,000日(注)

(注)「がん」または「妊娠、分娩及び産じょく」の治療を直接の目的とする入院日に対する女性入院給付金の支払日数については、支払限度の日数には含めません。

- 女性医療特約の女性入院給付金、女性特定手術給付金の支払事由は以下のとおりです。

給付金等	支払事由	支払金額
女性入院給付金	被保険者が、次のすべてを満たす入院をしたとき ア. 女性特定疾病を直接の原因とする入院 イ. ア.の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 ウ. 病院または診療所への入院 エ. 入院日数が1日以上入院	1回の入院につき、 女性入院給付金日額 × 入院日数
女性特定手術給付金	1. 被保険者が、次の①および②を満たす手術を受けたとき(注) ①主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術 ②この特約の責任開始期以後に生じた原因による乳房、子宮または卵巣および卵管（以下「卵巣等」といいます。）に対する手術。ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 子宮頸管ポリープ切除術 イ. 異常妊娠または異常分娩による手術 ウ. 被保険者の妊娠を直接の目的とした人工授精および採卵術、胚移植術その他の体外受精または顕微授精の治療過程で受けた手術（受精卵または胚の管理、保存等を含みます。） エ. 2.の乳房再建術	手術1回につき、 手術の種類 に応じた金額*
	2. 被保険者が、次のすべてを満たす乳房再建術を受けたとき ①1.に定める乳房の手術を受けた乳房に対する乳房再建術であること ②病院または診療所において受けた乳房再建術であること	手術1回につき、 女性入院給付金日額 ×100倍

*手術の種類に応じた金額は、次のとおりです。

手術の種類	金額
(1) 傷害または疾病の治療を直接の目的とする乳房に対する手術	手術1回につき、 女性入院給付金日額 × 50倍
(2) がんの治療を直接の目的とする次のいずれかの手術 ①子宮に対する手術 ②卵巣等に対する手術	
(3) 傷害またはがん以外の疾病の治療を直接の目的とする次のいずれかの手術 ①子宮に対する手術 ②卵巣等に対する手術	手術1回につき、 女性入院給付金日額 × 15倍

保障内容に関する注意事項

- 女性入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院までの期間が60日以下の場合には1回の入院とみなし、61日以上の場合には新たな入院とみなします。
- 女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術は、主契約の支払事由に該当する手術となります(先進医療に該当する手術を含みます)。
- 女性特定手術給付金に該当する、乳房、子宮、卵巣等に対する手術を同時期に重複して受けた場合のお支払いは以下のとおりです。

乳房、子宮、卵巣等に対する手術、乳房再建術のうち2つ以上の手術を受けられた場合	重複して受けた手術それぞれに対して女性特定手術給付金をお支払いします。
同一の乳房に対する2つ以上の手術を受けられた場合	女性特定手術給付金を重複してお支払いしません。
子宮に対する2つ以上の手術を受けられた場合	最も給付金額の高いいずれか1つについてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。
卵巣等に対する2つ以上の手術を受けられた場合	

- <乳房再建術>は、特約の責任開始期以後の乳房に対する手術により喪失された乳房(乳頭・乳輪は含みません。)の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする手術をいい、名称の如何を問いません。なお、乳房に対する「組織拡張器による再建術」は乳房再建術として取り扱います。
- 乳房再建術による女性特定疾病手術給付金のお支払いは一乳房1回のみとなります。
- 次のいずれかの手術を複数回受けた場合でも、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とします。
 - ・医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術
 - ・同一の先進医療に該当する手術
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

女性特定疾病一時金特約(入院)

給付金等	支払事由	支払金額
女性特定疾病入院一時金	(1) 1回目の女性特定疾病入院一時金 被保険者が、次のすべてを満たす入院を開始したとき ①女性特定疾病を直接の原因とする入院 ②①の女性特定疾病の治療を直接の目的とする入院 ③病院または診療所への入院 ④入院日数が1日以上入院 (2) 2回目以降の女性特定疾病入院一時金 女性特定疾病入院一時金が支払われた「最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて61日目」以後に(1)の支払事由に該当したとき	入院1回につき、女性特定疾病入院一時金額

保障内容に関する注意事項

- 女性特定疾病入院一時金のお支払いは、通算して50回を限度とします。
- 女性特定疾病入院一時金のお支払回数が通算して50回に達したときは、この特約は消滅します。
- 支払事由に重複して該当した入院に対して、女性特定疾病入院一時金を1回のみお支払いします。

女性特定疾病一時金特約(通院)

給付金等	支払事由	支払金額
女性特定疾病通院一時金	被保険者が、次のすべてを満たす通院をしたとき (1) 女性特定疾病を直接の原因として、その女性特定疾病の治療を直接の目的とした病院または診療所への入院をし、その入院の直接の原因となった女性特定疾病の治療を直接の目的とする通院 (2) (1) の入院の退院日の翌日以後180日の期間内（以下、通院期間）における通院	1回の通院期間につき、女性特定疾病通院一時金額

保障内容に関する注意事項

- 女性特定疾病通院一時金のお支払いは、女性特定疾病による1回の通院期間に対して1回を限度とし、通算して50回を限度とします。
- 女性特定疾病通院一時金のお支払回数が通算して50回に達したときは、この特約は消滅します。
- 被保険者が入院している日に女性特定疾病通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、その入院日の通院に対する女性特定疾病通院一時金はお支払いしません。
- 同日に複数の女性特定疾病通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ女性特定疾病通院一時金をお支払いします。

先進医療・患者申出療養特約

- 以下の支払事由に該当した場合に先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	所定の先進医療または患者申出療養による療養を受けたとき	先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用（自己負担額）と同額	通算：2,000万円
先進医療・患者申出療養見舞金	先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の10%相当額	通算：200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定める医療技術のことをいい、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。
- 支払対象となる患者申出療養は、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
- 厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養は、随時見直しされます。
- 歯科のみで実施することが定められている先進医療・患者申出療養は、支払対象外となります。
- 1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用と同額（被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額）をお支払いします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるないろ生命の特約を重複して付加することはできません。

骨折特約

給付金等	支払事由	支払金額
骨折診断給付金	被保険者が、次のすべてを満たす骨折の診断をされたとき (1) 傷害または疾病を原因とした骨折の診断 (2) 病院または診療所における骨折の診断	1回につき、骨折診断給付金額

保障内容に関する注意事項

- 骨折診断給付金のお支払いは、1年に1回を限度、通算して10回を限度とします。
- 同一の日に骨折診断給付金の支払事由に複数該当したときは、骨折診断給付金を重複してお支払いしません。
- 骨折診断給付金のお支払い対象となる骨折とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、骨折以外の治療を直接の目的として骨の構造上の連続性が途絶えた状態や、「炎症、血行障害、壊死、感染」により骨の構造上の連続性が途絶えた状態を除きます。

終身死亡特約

- 以下の支払事由に該当した場合に死亡保険金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	主契約の入院給付金日額×給付倍率

保障内容に関する注意事項

- 給付倍率は契約時にご選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。
- 契約年齢等によりご選択いただける給付倍率の上限が異なります。
- 主契約の入院給付金日額を減額した場合、この特約の死亡保険金の支払金額は、減額後の入院給付金日額により計算されます。
- この特約には解約返戻金はありません(他の特約と同様です)。

指定代理請求特約

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できないなないう生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「医療保険（無解約返戻金型）（2022）」「がん治療特約（2022）」「がん差額ベッド特約」「先進医療・患者申出療養特約」の支払事由に影響を及ぼす場合には、なないろ生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

- この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料は商品パンフレット等でご確認ください。

注意喚起 情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客様にとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



- 6. 給付金などをお支払いできない場合について
- 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
- 9. 解約返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申込みの撤回等)について

(1) 適用期間

保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注意喚起情報)の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます)のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内(非営業日を含みます)。

(2) お申出方法

〈書面によるお申込みの撤回〉

書面によるお申出の場合、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じるので、**郵便によりなな**
いる生命宛に発送してください(店頭へ持参はせず郵送にてお申出ください。また、保険契約者様からの口頭のみのお申出はお受けできませんのでご注意ください)。

〈記入例〉書面には、保険契約者様ご本人が、次の①～③の内容をご記入ください(口座振替扱とクレジットカード扱では、記入項目が異なりますので、記入例を参照願います)。

- ① お申込みの撤回等をする旨の文言
- ② 申込者氏名(自署)、住所、電話番号
- ③ 申込番号(契約申込書の上部10桁の数字)、保険料、取扱代理店、申込日、申出日、ご返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ、口座名義人)

【口座振替扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行

今回の契約申込みを撤回します。

申込者氏名：○ ○ ○ ○

申込者住所：○○○○○○○○○○

電話番号：**-****-****

申込番号：*****

保険料：*****円

取扱代理店：○○○会社○○店

申込日：20○○年○○月○○日

申出日：20○○年○○月○○日

【クレジットカード扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行

今回の契約申込みを撤回します。

申込者氏名：○ ○ ○ ○

申込者住所：○○○○○○○○○○

電話番号：**-****-****

申込番号：*****

保険料：*****円

取扱代理店：○○○会社○○店

申込日：20○○年○○月○○日

申出日：20○○年○○月○○日

ご返金先口座：○○銀行○○支店（店番）

普通（口座番号）*****

口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○

口座名義人 ○○ ○○

【送付先】〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 なないろ生命 クーリング・オフ担当

*個人情報保護の観点から、封書によりお申出いただきますようお願いします。

〈電磁的方法によるお申込みの撤回〉

なないろ生命では、電磁的方法によるお申込みの撤回等の窓口として、なないろ生命ホームページ上にお問合せ受付フォームを設置しています。お申込みの撤回等は電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じますので、入力画面に必要事項を入力し、発信ください。

（なないろ生命ホームページ：<https://www.nanairolife.co.jp/>）

（3）第1回保険料充当金のご返金について

お申込みの撤回等がありクーリング・オフ制度が適用された場合、ご入金済の第1回保険料充当金は申込者様（保険契約者様）に全額ご返金します。申込者様等から特にお申出のない場合は、申込時に登録いただいた保険料振替口座へご返金します。申込時に保険料振替口座を登録いただいていない場合は、撤回お申出時にご返金する口座をご指定ください。

- 保険契約者様が法人または個人事業主（雇用主）の場合は、クーリング・オフ制度の適用対象外となります。

2 保障の責任開始期について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けをなないろ生命が決定した場合の保障の責任開始期は次のとおりです。

責任開始に関する特約を付加した場合	お申込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日



「特定疾病保険料払込免除特則」「がん治療特約(2022)」「がん診断一時金特約(2024)」「がん差額ベッド特約」「3大疾病一時金特約(2024)」のがんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目となります。

3 告知義務について

保険契約者および被保険者にはなないろ生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があります、これを告知義務といいます。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、告知書(電磁的方法による場合を含みます)でなないろ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、なないろ生命(告知書に記入いただく場合)が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始期から2年以内*1であれば、なないろ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません*2。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません*2。
- ご契約を解除するときは、解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または、保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は返金しません。

- * 1 責任開始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- * 2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。



傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件（特定部位・指定疾病不担保など）をつけてお引き受けすることがあります（傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けすることもあります）。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申込みに際し、後日、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただきます場合があります。
- 給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、給付金などをお支払いするための確認・照会に、保険契約者、被保険者または医療機関・公的機関等を訪問させていただきます場合があります。

5 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様となないろ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

なないろ生命 お客様サービスセンター  0120-08-7716

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、給付金などをお支払いしません。

- 責任開始期より前の疾病や傷害が原因の場合*
- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合（各給付金等によりお取扱いが異なります）

* 次のような場合、ご契約によっては、責任開始期以後の疾病によるものとみなすことがあります。

- ・告知等によりなないろ生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常がなく、症状について被保険者等の認識・自覚もなかった場合
- ・責任開始日からその日を含めて2年経過後に治療等を受けた場合

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中になないろ生命にお払い込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取扱いはありません)。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の解約返戻金は、まったくないか、あつてもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。
- なないろ生命には乗換制度があり、同制度を利用することで乗り換えの際に保障が途切れることを回避することができます。
乗換制度を利用するためには、乗換前契約と乗換後契約の契約者・被保険者は同一であること等の要件があります。

9 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は次のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- なないろ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者
 保護機構

TEL:03-3286-2820
 (受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 9:00～12:00、13:00～17:00)
 ホームページ:<https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加しますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

Web版「ご契約のしおりー約款」のご案内

なないろ生命では、お客さまの利便性向上※¹のため、「ご契約のしおりー約款」※²の冊子版の受領にかえ、なないろ生命ホームページでWeb版「ご契約のしおりー約款」(以下、「Web約款」)を閲覧する方法をおすすめしております。

「Web約款」は以下の方法にて閲覧が可能です。

※¹ 「Web約款」は、「いつでもパソコンなどで閲覧できる」「文字を拡大して閲覧できる」「検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できる」「冊子のように保管は不要で、紛失の心配がない」といったメリットがあります。

※² 「ご契約のしおりー約款」は、契約内容に関わる重要な内容を定めたものです。

「Web約款」の閲覧方法

スマートフォンから

QRコードを利用する

- ① QRコードからなないろ生命のホームページへアクセスしてください。
- ② 「ご契約のしおりー約款(PDF)」を選択してください。



パソコンから

なないろ生命ホームページを利用する

- ① 以下のホームページへアクセスしてください。
<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>
- ② 「ご契約のしおりー約款(PDF)」を選択してください。

※お申込み前またはお申込み後でも、「ご契約のしおりー約款」の冊子版をご請求いただくことができます。ご希望の場合はお客様サービスセンターへお申し出ください。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉



〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

 0120-08-7716

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(但し、祝日、年末年始を除く)

◎なないろ生命ホームページ
<https://www.nanairolife.co.jp/>